

自由権規約委員会

通報番号 1331/2004

高速道路の建設によって財産を収容された住民らが、生命に対する権利や情報を受け取る権利等の侵害を主張して争った事例

通 報 者	Ms. Susila Malani Dahanayake 外 41 名
当 事 国	スリランカ
通 報 日	2004 年 11 月 22 日
受理許容性決定日	2006 年 7 月 25 日
条 約 加 入 日	1980 年 6 月 11 日
選択議定書加入日	1997 年 10 月 3 日

事案の概要

1 1990年代半ば、コロンボとスリランカ南部を結ぶ高速道路建設計画が持ち上がり、環境影響調査を実施の上、建設ルートが承認された。当初の計画では通報者らが所有する不動産は建設計画地をはずれていたが、その後ルートが大幅に変更された結果、通報者らの不動産も収用の対象となった。

にもかかわらず、通報者らには建設計画の変更に関する公的通知も聴聞の機会も与えられず、2002年8月、当局職員が武装警察官を伴って通報者らの不動産に侵入して調査を断行した。通報者らは、控訴裁判所に計画の変更決定の破棄を求めて提訴したところ、控訴審では敗訴したが、最高裁は、本件手続きが通報者らの基本的人権を侵害していることを認めた。しかし最高裁は、通報者らに対する補償を命じただけで、工事自体の差し止めは命じなかった。

通報者らは、工事の差し止め以外に適切な補償はありえないとして補償金を受領しなかったが、2005年1月、ルート上に残っている家屋等の撤去工事が開始され、通報者らの不動産への立ち入り調査が実施された。そこで通報者らは、国内救済手続を尽くしたとして委員会に通報した。

通報者の主張は以下のとおりである。

- 1) 当初計画されていた道路沿いの住人に対しては、決定過程への参加や、通知や聴聞の機会が与えられていたのに、通報者らにはそれらが与えられなかったこと、最高裁が手続違反を認めながら補償しか命じなかったことは、平等原則を定める26条に違反する。
- 2) 6条の「生命に対する権利」は、「健康的な環境で生きる権利」を含むより広い意味で定義されるべきところ、環境影響調査もなく、聴聞の機会も与えられなかったことは、通報者らの「健康的な環境で生きる権利」を侵害している。
- 3) 移住に関する通知がなく、環境影響調査も行われなかった結果、環境上の影響に関する情報が与えられなかったことは、情報を受け取る権利を規定する19条2項に違反する。

なお、最終計画に対しては、共同出資者であるアジア開発銀行による調査が行われているが、この調査はあくまで同銀行の基準に照らして周辺住民の権利侵害や環境への影響等を調査するものであって、規約が保障する権利を守るためのものではない。また、通報者らは調査の当事者にもなっていない。

2 これに対し、当事国政府は以下のとおり主張した。

1) 受理許容性について

最高裁は基本的人権の侵害を認めたが、通報者らが自らこの点の主張をしなかったため、政府に、この点に関する反論の機会が与えられなかった。また、通報者らは国家人権委員会にも救済を求めているが、その決定はまだ出ていない。よって、通報者らは国内救済手続を尽くしていない。

さらに、本件に関して「アジア開発銀行」の調査が行われている点は、選択議定書5条2項(a)に抵触する。

2) 本案について

- ① 南部開発計画はスリランカの発展にとって極めて重要であり、多くの住民が支持し

ている。控訴裁判所も最高裁も、各利害関係人の主張に配慮した上で、本計画がスリランカ国民全体に多大な利益をもたらすことを認め、工事の続行を決定している。

- ② 計画の見直しは環境上の負荷を軽減するためのもので、従前の計画の範囲内であるから、追加の環境影響調査や聴聞の必要はない。
- ③ 訴訟提起の段階で工事は相当程度進行しており、ルート変更は不可能だった。
- ④ 本計画は、スリランカの国と国民のより大きな利益のために極めて重要である。この点最高裁は、慎重な審理の結果、工事の差し止めではなく、補償の提供が適切かつ公平であると判断したのであり、政府としてはこの判断を尊重しなければならない。

委員会の決定

スリランカの最高裁で審理された際、通報者らは、基本的人権の侵害という視点の主張も行っていることから、国内救済手続は尽くされている。

また、アジア開発銀行への調査申立は、本規約上の権利侵害に対するものではないから、同機関における手続は、選択議定書5条2項(a)が規定する手続には当たらない。

しかしながら、健康的な環境を奪われたことから、6条が保障する生命に対する権利が侵害されているとの通報者らの主張は、「一応の証明」がなされておらず、選択議定書2条の要件を満たしていない。

また、通報者らが受けた扱いが平等原則に違反するとしても、通報者らは、財産の収用に対する補償に加えて、手続上の違反に対する補償も提供されている（それが十分であったか否かに関しては、委員会は判断する立場にない）。したがって、通報者らを、選択議定書第1条が定める「被害者」とみなすことはできない。この点は、19条2項違反の有無についても同様である。

以上により、本通報は受理できない。

2名の委員による個別意見

救済措置を受けている通報者らが「被害者」とは言えないという点には賛同する。しかしながら、その一方で、通報者らが自己の住居を選ぶ権利や、プライバシーおよび住居が恣意的かつ不法に侵害されたという点については、確かに通報者らは明示的には主張していないものの、12条1項、17条違反の問題を提起している。

公共事業等に伴う強制移住は、12条第3項が列举する「正当な目的」を有し、かつ手続が適正に行われる場合に限り可能である。この点、本件で現れた事実に鑑みると、高速道路の建設自体は、国の発展という正当な目的を有しているとしても、ルートを選択の妥当性や手続の適正については疑問がある。

したがって委員会としては、本件を受理した上で、本案において、12条と17条に関する点についても審理すべきであった。

(担当：小豆澤史絵)